

# 宮古島サンゴ礁ガイドのなかまたち Reef Interpretation Society, Miyako Islands 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「宮古島サンゴ礁ガイドのなかまたち」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、宮古群島のサンゴ礁を中心とした自然・文化・歴史などを学び、それを積極的に、地域内外の人に伝える社会啓発活動をおこない、自然環境の保全と経済の両立に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員のための講習会、会員外を対象とした講習会、及び地域行事への参加などを行う。
- (2) サンゴ礁の現状把握に努めるため定点観測を行う。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、会長または役員会の承認を得た個人とする。

2 会員の種別は次に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 会費を納入した者
- (2) 準会員 会員本人の都合により活動を一時休止する者、または2年以上の会費を滞納した者
- 3 正会員、準会員および会員でない者(一般)の、本会活動等における権利、義務等は別表に示すとおりとする。ただし別表の規定は、会費等および総会等に関する事項を除き、必要に応じて会長による弾力的運用の裁量を認める。
- 4 会員は、任意に退会することができる。
- 5 2年以上会の活動参加または連絡がない準会員は、会員登録から削除するものとする。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 数名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 会計監査 1名(監査役は、上記の役員と兼ねてはならない)

2 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 運営委員は本会の企画・運営にあたる。
- (4) 顧問は、本会の運営に関して、専門的助言、指導を行う。
- (5) 会計監査は、会計の監査にあたる、総会に報告する。

(任期)

第6条 役員は、任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、役員会でその後任の選出にあたり、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第3章 会議

(会議の種類)

第7条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第8条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選出
- (5) その他運営に関する重要事項

3 総会は、毎年一回開催する。

4 総会は、会長が招集する。

5 総会の議長は、会長があたる。

6 総会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、会計監査を除く役員で構成し、以下の事項について討議する。

- (1) 本会の企画運営
- (2) 総会への提案事項
- (3) その他必要な事項

## 第4章 会計

(収入)

第10条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてるものとする。

(会費)

第11条 会員は、会費を5月末日までに、会計に納入する。

2 会費の額は総会で決定する。

3 退会者に対し、会費は返還しないものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(監査)

第13条 本会の予算及び決算は、監査を受けた上、総会に報告し、承認を得るものとする。

## 第5章 雑則

(委任)

第14条 その他必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定める。

## 附 則

1 本規約は2002年10月27日より発効するものとする。

### 附 則

1 規約一部改正 2008年4月11日(第5条に副会長に関する規定を追加)

### 附 則

1 規約一部改正 2013年5月11日(第4条に会員の種別等に関する規定を追加、運営委員会を役員会に改称、ほか条文表現等修正)

2 本規約は、改正した日から発効するものとする。

別表 正会員、準会員および会員以外の者（一般）の、本会活動における権利、義務等（第4条第3項関係）。\*の項目は、会長裁量による弾力的運用が認められない。

権利・義務等		会員等の別		
		正会員	準会員	一般
費用等 *	会費	あり	なし	—
	有償催事での参加者負担	役員会で認める場合に一部助成	実費	実費
	ボランティア保険への加入	○	不可	—
観察会等への参加	一般向け勉強会・観察会への参加	○ 運営者として参加	○	○
	会員向け勉強会・観察会への参加	○	○	会員紹介者のみ可
	特修勉強会への参加	○	不可	不可
	救急救命講習会への参加	参加努力義務	○	—
	定例会への参加	○	○	○
	本会からの催事案内	○	メール・新聞・HP	新聞・HP
配布物	勉強会等における配付資料の受け取り（無償配布物を除く）	無償	実費	実費
	上記配布物の後日受け取り請求	可	不可	不可
	本会著作物の受け取り（無償配布を前提としたもの）	1人10部 特に必要があれば追加受け取り可能	1人1部のみ	1人1部のみ
	本会著作物の利用・引用 (承認基準等は役員会にて個別協議。文書による利用・引用条件明記。営利用・著作権譲渡不可。)	会長または役員会での承認で可	事前承認及び協力金納付で可	事前承認及び協力金納付で可
総会等 *	総会への参加	○	○	正会員による紹介者のみ可
	総会での発言	○	○	なし
	総会での決議権	○	なし	なし
	役員になる資格	○	なし	—
その他	本会HPでの会員サイト等のリンク紹介	○	なし	—
	会員証・名札等の交付	○	なし	—